

# 岸和田市立東光小学校 P. T. A 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、岸和田市立東光小学校 P T A（略称東光 PTA）と称する。

### 第2条（目的）

本会は、会員相互が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

### 第3条（性格）

本会は、学校教育の促進を本旨とする民主的団体で、政党的・宗派的・営利的な色彩を一切もたず、自主独立のものであって、他の社会的な諸団体と協力はするが、それらの支配や干渉を受けるものではない。また、教育上の問題や学校の管理（物的・人的・教育課程）について意見交換をするが、不当に干渉しない。

### 第4条（事業）

本会は、その目的達成のため下記の事業を行う。

- (ア) 家庭、学校及び地域社会との緊密な連携によって、児童の健全育成に努める。
- (イ) 児童をとりまく教育環境及び施設の充実と改善に努める。
- (ウ) 会員相互の親睦を図り、社会の進展に即応するために学習し、教養を高めること。
- (I) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第2章 会員

### 第5条（会員）

1. 本会の会員は、次のとおりである。
  - (ア) 本学校に在籍する児童等の保護者
  - (イ) 本学校に勤務する教職員
  - (ウ) 会員以外でも、本会の目的及び活動に賛同する者は、各事業に参加することができる。
2. 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
3. 本会の会員は、岸和田市 P T A 協議会・泉南地区 P T A 協議会・大阪府 P T A 協議会及び日本 P T A 協議会の会員となる。

### 第3章 役員

#### 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名	保護者
副会長	2名	保護者
書記	2名	保護者と教職員
会計	2名	保護者と教職員
総務委員	3名	保護者

※但し、会長・副会長は男女各1名以上、役員は男女各4名が望ましい。

※総務委員は、市PTA協議会役員選出時輪番年度に限り4名とする。

#### 第7条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・運営委員会を招集し、運営委員会の議長となり、総会の議決事項を執行する。また、各委員会を承認し、各委員長、副委員長及び委員を委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録、保管する。
4. 会計は、すべての収入支出を記録し、その記録と領収書を保管し、会計簿は常に会員の閲覧に供え、年度末並びに定期総会に報告して承認を受ける。
5. 総務委員は、役員と各専門委員会との連絡調整を図る。

#### 第8条（役員の任期）

1. 役員の任期は、5月1日から就任して1カ年とする。但し、任期満了後も新役員の就任までは、その任期を続行する。
2. 役員は、止むを得ない場合に限り、留任を妨げない。但し、教職員から選出した役員は、この限りではない。

#### 第9条（役員の選出）

1. 役員は、会員の中より選出する。
2. 役員の候補者を定めるため、役員指名委員会を設ける。役員指名委員会は、7名で構成する。
  - (ア) 学年正副委員長、幼稚園正副委員長及び専門正副委員長より4名を選出する。
  - (イ) 教職員より1名を選出する。
  - (ウ) 役員より2名を選出する。（保護者1名、教職員1名）
3. 役員指名委員会は、役員の候補者を定めるにあたり、会員の中より役員立候補者を公募する。
4. 役員指名委員会は、立候補者を含めて、会員の中より役員候補者を本人の同意を得て

指名する。

5. 役員立候補者がその定員を超えた場合は、その定員を超えた役職についてのみ、会員の書面投票による選挙を実施し、最多得票者から順に選ぶものとする。この場合、役員指名委員会は役員選挙管理委員会となる。
6. 役員指名委員会は、指名した役員候補者の氏名を、総会の5日以前に全会員に通告する。
7. 選挙により選出された役員を除き、指名された役員候補者は、総会において承認されなければならない。
8. 公職選挙法により選ばれた公職者は、この会の役員になれない。

#### 第10条（役員の補充及び解任）

1. 会長に欠員を生じた時は、副会長の内から運営委員会で選任する。
2. 会長以外の役員に欠員を生じた時は、PTA会員である保護者の中から兼務する者を運営委員会で選任する。
3. 任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員として、ふさわしくない行為があった場合、その役員は、総会の議決により解任されることがある。

### 第4章 専門委員会・学級委員会

#### 第11条（学級委員・学級委員長）

1. 各学級より3名～4名の学級委員を互選する。
2. 各学級の学級委員は、委員中から学級委員長1名を互選し会長が委嘱する。

#### 第12条（専門委員会）

1. 本会の活動は、専門委員会を設けて行う。また、専門委員は、学級委員がこれを兼ね各正副委員長を互選する。
2. 専門委員は、学級委員以外の会員からも選出することができる。
3. 専門委員会・学級委員会の組織及び活動内容は、運営委員会において定める。

### 第5章 運営委員会

#### 第13条（運営委員会）

1. 運営委員会は、本会の役員及び各専門委員会の正副委員長と校長、教頭及び教職員若干名で構成される。
2. 本委員会の協議状況を各学級に連絡の必要ある時、又はより広く意見を聞く必要があると認められた時は、随時会長が各学級委員長並びに教職員若干名を招集することができる。

### 3. 運営委員会

- (ア) 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
- (イ) 総会に提出する予算案の編成と報告書並びに議事日程を作成し、総会の事務を運営する。
- (ウ) その他総会で委任された事項を処理する。
- (エ) 原則として毎月1回以上開催する。
- (オ) 会長を議長とする。
- (カ) 会の目的に応じて、各種事業を企画・運営し、会員の向上をはかるために必要な事項について、当該専門委員会に研究を依頼する。

## 第6章 会計監査

### 第14条（会計監査の選任及び任務）

- 1. 監査は、前役員の中より（現役員を除く）選出する。
- 2. 監査の定員は、2名とする。
- 3. 監査は、随時、会計帳簿等を審査し、その結果を総会及び運営委員会に報告する
- 4. 監査の任期は1カ年とし、5月1日から就任する。
- 5. 監査に欠員を生じた時は、運営委員会で選任する。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 総会

### 第15条（総会）

- 1. 定期総会は、毎年、予算・決算総会を開くことを原則とする。
- 2. 臨時総会は、会長または運営委員会で必要と認めた時並びに会員の5分の1以上の要望のあった時は、半月以内に開催する。
- 3. 総会の定数は、正会員の5分の1とする。但し、出席不能の場合は、委任状を会長に提出した数で、出席数に換算することができる。
- 4. 総会を開くには、3日以前に議事の内容を明示して、全会員に通知しなければならない。
- 5. 議長は、総会で選任する。
- 6. 総会の議決は、多数決による。可否同数の時は、議長が決定する。
- 7. 総会で諮る事項
  - (ア) 事業報告
  - (イ) 予算の議決及び決算の承認に関する事項
  - (ウ) 規約の改廃に関する事項
  - (エ) 役員選任
  - (オ) その他

## 第8章 会合その他

### 第16条（会合）

1. 本会の活動に関する会合は、その責任者を明記し、随時、開くことができる。但し、事前・事後に書記（教職員）に報告しなければならない。
2. 各専門委員会は、必要に応じ委員長が招集し、運営委員会に報告する。役員は、随時どの会合にも参加し、意見を述べるができるが、議決には加わらない。
3. 各専門委員会の委員の3分の1以上の要望のある場合は、その委員会を10日以内に開会しなければならない。
4. 運営委員会・専門委員会の定足数は、3分の1以上を原則とし、その議決は多数決による。

### 第17条（会計年度及び会費等）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
2. 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。
3. 本会の会費は、1家庭月額300円とする。但し、特別の事情のある場合で、会長と校長の合意で認めた者は会費を免除することができる。

### 第18条

本規約の改廃は、総会で3分の2以上の賛成により改正することができる。

### 第19条

本規約施行に必要な内規は、運営委員会で別に定めることができる。

### 第20条（代理及び兼任の禁止）

1. 役員の代理は、認められない。
2. 役員の兼務、役員と委員、役員と会計監査の兼任は許されない。但し、役員と運営委員会並びに役員指名委員及び臨時委員は、この限りではない。

## 付 則

本規約は、昭和58年5月1日から施行する。（平成6年4月26日会則の一部改正）  
但し、次期役員、会計監査、専門委員、学級委員等の選出等は施行以前、本則によって行う。

### （施行日）

1. 本規約は、平成11年5月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。

### （経過措置）

2. 平成11年度役員等の選出については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、会計監査として選出した者は総務委員とみなす。

本規約は、平成17年5月1日から施行する。(平成17年4月26日会則の一部(第11条の1)改正)

本規約は、平成25年4月23日から施行する。(第8条の2、第10条の2改定)

本規約は、平成29年4月28日から施行する。(第6条の一部改正)

本規約は、令和2年6月9日から施行する。(第6条の一部改正)

本規約は、令和5年4月28日から施行する。(第1条、第2条、第5条の一部改正)

## P T A 各種委員会の組織と運営について（令和 5 年度）

岸和田市立東光小 P T A

### 1. 委員会組織及び活動内容

#### （1） 学年委員会 《各学年》〈学級委員、担当職員〉

- ① 各学年の学級委員で構成する。
- ② 正副委員長は、各学級委員長の中から選出する。
- ③ 年間に 1 回、学年行事または学級行事を行う。

#### （2） 専門委員会 〈各学年の学級委員・担当職員〉

- ① 各学年の学級委員で構成する。また、学級委員以外からも選出することができる。
- ② 正副委員長の選出方法
  - ・学年委員会の正副委員長以外の学級の長がする。  
（学年が 2 学級以下の場合は他の学級委員から選ぶ）
- ③ 専門委員会は、各学年の委員で構成し、正副委員長を互選する。
- ④ 委員会
  - ・環 境 学校及び校区の教育的環境の整備、充実を図る。
  - ・広 報 本会の広報活動にあたる。
  - ・安全東光キッズ 校区の安全巡回を企画する。「東光キッズ守るんジャー」の運営を行う。
  - ・教育文化 積極的に生涯教育を推進する。
- ⑤ 各専門委員会は実行機関であり、その専門性を生かして行事を行う。

#### （3） P T A 運営委員会

- ① 総務役員、各学年の正副委員長、専門委員会の正副委員長、校長、園長、教頭、及び担当教職員で構成する。
- ② 各事業の企画・運営について計画案を審議する。
- ③ 定例会は、毎月 1 回開く。（8 月・2 月は除く）

#### （4） 総務会

- ① P T A 総務役員、校長・園長・教頭及び学校会計で構成する。
- ② P T A 運営委員会で審議する原案を作成する。  
（主な P T A 行事の原案を含む）

## 2. 学年・学級行事

目的 PとT、親同士の親睦を図りながら相互理解を深めると共に、子どもたちとの楽しいふれあいの場をつくる。

- ① 学年全体で、行事内容とも関わらせて年度当初の各学年委員会で相談して決める。
- ② 子どもの参加も含めて考える。
- ③ 内容は、スポーツ、製作的なもの等相談して決める。

## 3. 学級委員

- ① 学級委員は、各学級で3～4名（原則として3学級の場合は4名）選出する。
  - ・1年の学級委員は、入学式後に決める。
  - ・2年生以上については、1年毎に選出する。
- ② できるだけ年度ごとに代わりあって、多くの方に経験してもらう。
- ③ 仕事内容は、各種行事の世話・学級懇談会の世話等を行う。

## 4. その他

- ① 各委員会で会合や行事を行う場合は、担当の職員と事前に協議する。
- ② 委員会の開催時刻については、実務的なことは午前中でも可とするが、方向づけ等の話し合いには、担当職員が参加するため午後2時30分以降とする。
- ③ プリント等の配布物は、学校（書記）に1部提出する。
- ④ 学級・学年行事を実施する場合には、学年の学級委員全員で協力してすすめる。
- ⑤ (ア) 役員（2年間務めた場合）は次年度から6年間、学級委員およびしいのみ学級役員は次年度から2年間、運営委員会の委員（役員は除く）は次年度から4年間、学級委員への選出を免れることができる。ただし、当該選出を免れる者が多く、学級委員の選出ができない場合は、残りの免除される期間の最も短い者から順に、学級委員に選出されるものとする。また、市PTA協議会役員を1年間務めた場合は、次年度から6年間学級委員への選出を免除とする。
- (イ) 平成22年度から平成26年度の役員、学級委員、運営委員会の委員（役員を除く）について、前項の規定に準じて取り扱う。